

公募型プロポーザル募集要領

1 **業務名** 無人自動運転サービスの実現に向けた計画策定等支援業務

2 **業務の概要** 別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和6年 4月12日（金）	公募開始
令和6年 4月16日（火）	質問書提出期限
令和6年 4月22日（月）	参加表明書提出期限
令和6年 5月10日（金）	企画提案書提出期限
令和6年 5月下旬頃	審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領に基づき作成した企画提案書

(2) 提出方法

電子メール（PDF）

(3) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時（必着）

※なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信確認をお願いします。

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(4) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 地域振興部 交通政策課 地域交通班

担当：宮原

T E L : 095-895-2065

メールアドレス：s02540@pref.nagasaki.lg.jp

(5) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（長崎県が補正等を求める場合を除く）。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ その他

・PDFのファイル名は<記入例>のとおりとしてください。

<記入例>

無人自動運転サービスの実現に向けた計画策定等支援業務企画提案書／提案者名

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

プロポーザルに関する質問書（様式5）に記載のうえ、電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「9 問い合わせ先」記載の担当者へ質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「無人自動運転サービスの実現に向けた計画策定等支援業務質問書」としてください。

（メールアドレス）s02540@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和6年4月16日（火）午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定しておりません。

6 審査

(1) 審査の方法

ア 下記(2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「1.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「1.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、書類審査のみとします。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
1. 業務内容に関する提案	(1) 推進計画の策定支援	国における無人自動運転サービスの動向及び本県における公共交通の現状・課題を十分に理解した上で提案がなされているか。	15
		県内の地域特性(都市部、郊外部、観光地等)に応じた県内普及モデルのパターン、フィールド及び実現に向けたロードマップが具体的に示されているか。	20
	(2) 推進計画に係るフォローアップ手法の検討	無人自動運転サービスの実装に向け、推進計画の適切なフォローアップ手法の提案がなされているか。	10
	(3) 推進体制の構築支援	本県における自動運転に係る取組を推進できるための体制が具体的に示されているか。	15
	(4) 国事業提案書(案)の作成	国の実証調査事業の応募に向け、必要な事項が整理されているか。	15
2. 業務実績		過去の実績等を踏まえ、提案内容を確実に履行できる業務遂行能力があると認められるか。	10
3. 業務実施体制		組織や事業実施責任者・担当者は、必要な専門的知見、経験・ノウハウ等を有し、本業務を確実に遂行できる体制となっているか。	10
4. 提案金額		・ 価格点の算定式 満点(5点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	5
合計			100

※審査項目の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。(小数点以下第2位を四捨五入)

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.5
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E(劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けません。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、次点者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（県及び審査委員会での使用に限る。）。

(3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 地域振興部 交通政策課 地域交通班

担当：宮原

TEL：095-895-2065

E-mail：s02540@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

(1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本業務を円滑に遂行するため、県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。